

# 年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会  
平成31年3月19日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1800162 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1800061 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における平成 12 年 7 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正し、平成 12 年 7 月から同年 9 月までの標準報酬月額を 38 万円から 41 万円にすることが必要である。

平成 12 年 7 月から同年 9 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 12 年 7 月から同年 9 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 3 年 8 月 1 日から平成 13 年 11 月 1 日まで

請求期間における標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額よりも低い額で記録されているので、当該期間について標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第 3 判断の理由

1 請求期間のうち、平成 12 年 7 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間について、請求者が提出した給与支払明細書により、請求者が、当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える給与の支払いを受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる

厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間のうち、平成12年7月1日から同年10月1日までの期間に係る標準報酬月額については、請求者が提出した給与支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、41万円に訂正することが必要である。

なお、請求期間のうち、平成12年7月1日から同年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、請求期間当時の資料が無いため、請求者の平成12年7月1日から同年10月1日までの期間に係る届出及び保険料納付については不明である旨を回答しているが、請求者が提出した給与支払明細書等で確認又は推認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該給与支払明細書等で確認又は推認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 一方、請求期間のうち、平成3年8月1日から平成8年6月1日までの期間、平成11年7月1日から平成12年7月1日までの期間及び同年10月1日から平成13年11月1日までの期間について、前述の給与支払明細書等により確認又は推認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額と同額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、記録の訂正は認められない。

また、請求期間のうち、平成8年6月1日から平成11年7月1日までの期間について、請求者は、当該期間に係る給与支払明細書等を所持していない上、A社も請求者の当該期間に係る賃金台帳等を保管していないことから、請求者の当該期間における報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認又は推認することができない。

さらに、請求者が提出した平成9年分から平成13年分までの給与所得の源泉徴収票に記載されている社会保険料控除額を検証しても、請求期間のうち、平成8年6月1日から平成11年7月1日までの期間について、事業主が請求者の給与からオンライン記録の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料額を超える保険料を控除していたことはうかがえない。

このほか、請求期間のうち、平成3年8月1日から平成12年7月1日までの期間及び同年10月1日から平成13年11月1日までの期間に係る請求者の報酬月額及び厚生年金保険料額について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期

間について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1800160 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1800064 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における平成 20 年 9 月 30 日の標準賞与額を 20 万円に訂正することが必要である。

平成 20 年 9 月 30 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 20 年 9 月 30 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 20 年 9 月 30 日

A 社から請求期間に支給された賞与について、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっているが、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、当該記録を保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

A 社から提出された支給控除一覧表により、請求者は、請求期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められることから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、20 万円に訂正することが必要である。

また、A 社に係る閉鎖事項全部証明書によると、請求者は、請求期間において、同社の取締役就任していたことが確認できるが、同社は、「請求者は、工事部門担当の取締役であり、社会保険の事務手続には関与していなかった。」旨を回答していることから、請求者は、厚生年金特例法第 1 条第 1 項ただし書の規定には該当しないものと認められる。

なお、請求期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、請求者の当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保

険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成30年11月6日に年金事務所に提出し、当該期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の当該期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1800161 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1800065 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における平成 20 年 9 月 30 日の標準賞与額を 10 万円に訂正することが必要である。

平成 20 年 9 月 30 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 20 年 9 月 30 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 44 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 20 年 9 月 30 日

A 社から請求期間に支給された賞与について、厚生年金保険の記録では、保険給付の記録とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっているが、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、当該記録を保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

A 社から提出された支給控除一覧表により、請求者は、請求期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められることから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、10 万円に訂正することが必要である。

また、A 社は、「請求者は、請求期間当時、当社で社会保険事務を担当していた。また、請求期間については、事務の引継ぎミスにより賞与支払届の提出を失念したものである。」旨を回答している上、日本年金機構は、同社における保険料の滞納はない旨の回答をしていることから、同社が意図的に届出を行わなかった事情は見当たらず、請求者は、厚生年金特例法第 1 条第 1 項ただし書の規定に該当しないものと認められる。

なお、請求期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、

事業主は、請求者の当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成30年11月6日に年金事務所に提出し、当該期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の当該期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



厚生局受付番号：中国四国（受）第 1800159 号

厚生局事案番号：中国四国（国）第 1800013 号

## 第 1 結論

昭和 60 年 9 月から昭和 63 年 6 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 60 年 9 月から昭和 63 年 6 月まで

私が A 市から実家のある B 郡 C 町（現在は、D 市 C 町）へ戻った後、請求期間を含め、未納期間の国民年金保険料を一括で納付したにもかかわらず、請求期間に係る保険料が未納となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者は、A 市から実家のある B 郡 C 町へ戻った後に、請求期間を含め、未納期間の国民年金保険料を一括で納付したと主張している。

しかしながら、請求者に係る戸籍の附票等から、請求者が B 郡 C 町へ住民票を異動させたのは平成 2 年 10 月であること、また、オンライン記録から、請求期間の始期である昭和 60 年 9 月 1 日の国民年金の資格取得に係る処理日は平成 2 年 10 月 22 日であり、請求期間直後の昭和 63 年 7 月から平成 2 年 3 月までの国民年金保険料は同年 10 月 22 日に納付されていることが確認又は推認できることから、請求者が、同町へ住民票を異動させ、国民年金の手続を行った同年 10 月時点で、請求期間に係る国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、B 郡 C 町が作成した請求者に係る国民年金被保険者名簿から、請求期間の国民年金保険料は未納であることが確認できる上、請求者は、「役場の人に言われた金額を納付した。」と主張しており、上述のとおり、請求期間に係る国民年金保険料は時効により納付できないことから、請求期間に係る納付書が請求者に交付されることは考え難く、請求者は請求期間後の国民年金保険料を一括納付したと考えるのが自然である。

さらに、請求者は、請求期間を含め、一括で納付した金額は数百万円だった旨を主張しているが、請求期間の国民年金保険料は 24 万 4,280 円、納付済みの記録となって

いる昭和 63 年 7 月から平成 2 年 3 月までの保険料は 16 万 5,300 円であり、請求者が主張する金額とは相違する。

加えて、請求者が、請求期間に係る国民年金保険料を納付した際に一緒にいたとする請求者の母親及び当該納付に係る話をしたとする請求者の父親は、ともに高齢等の理由により聴取可能な状況ではなく、請求期間の保険料納付等について具体的な陳述を得ることができない。

このほか、オンライン記録による氏名検索及び日本年金機構 E 広域事務センターにおいて、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム（昭和 60 年 3 月のオンライン化に移行する前に、社会保険事務所〔当時〕が紙台帳で管理していた国民年金手帳記号番号払出簿等を電子データ化したもの）による調査を行っても、請求者に対し別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1800198 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1800062 号

## 第1 結論

請求期間①について、請求者の\*事業所（以下「A事業所」という。）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者の\*事業所（以下「B事業所」という。）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 55 年 4 月 1 日から昭和 56 年 4 月 1 日まで  
② 昭和 56 年 4 月 1 日から昭和 57 年 4 月 1 日まで

請求期間①においてA事業所に、請求期間②においてB事業所に、それぞれC職として常勤していたが、当該期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。当然、厚生年金保険に加入していたはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①及び②（以下「請求期間」という。）について、請求者に係る雇用保険の被保険者記録、同記録が確認できるD事業所Eから提出された人事異動通知書及びF資料並びにG事業所から提出された臨時職員任用台帳によると、請求者は、昭和 55 年 4 月 30 日から同年 5 月 12 日までの期間はH事業所にI職（臨時）として、同年 6 月 3 日から同年 10 月 24 日までの期間はA事業所にJ職（臨時的任用）として、同年 11 月 26 日から昭和 56 年 4 月 23 日までの期間及び同年 6 月 13 日から昭和 57 年 3 月 31 日までの期間はB事業所にJ職（臨時的任用）として、昭和 56 年 4 月 24 日から同年 6 月 12 日までの期間は同事業所にK職（委嘱）として勤務していたことが確認又は推認できる。

しかしながら、厚生年金保険法第 12 条には、臨時に使用される者であつて、2 か月以内の期間を定めて使用される者は、厚生年金保険の被保険者としないう旨規定されているところ、請求者のA事業所及びB事業所における勤務期間のうち、昭和 55 年

9月24日及び同年11月26日を発令日とする人事異動通知書により確認できる任用期間は、それぞれ2か月以内の期間が定められていることから、請求者は、同年9月24日から同年10月24日までの期間及び同年11月26日から同年12月24日までの期間について厚生年金保険の適用除外であったことが確認できる。

また、D事業所Eは、「請求者のA事業所及びB事業所における給与はLから支払われていたが、D事業所において、臨時的任用職員等に係る厚生年金保険の加入が徹底されたのは昭和63年5月1日以降である。」と回答しているところ、D事業所E、M市を所管区域としているN事業所及び請求者に係る記録を保管しているD事業所O課に係る厚生年金保険の適用事業所状況を見ると、いずれも昭和63年5月1日から適用事業所となっていることが確認できる上、請求期間当時、適用事業所となっていたP事業所、Q事業所及びR事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認しても、請求者の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

さらに、D事業所Eは、資料が無いため、昭和63年4月30日以前の臨時的任用職員等に係る厚生年金保険の取扱いについて確認することができず、請求者の給与から厚生年金保険料を控除していたか否かについても不明である旨を回答している上、請求者は、同じ勤務形態であった同僚の名前を挙げているが、名字のみの記憶のため、当該同僚を特定することはできず、当該同僚から厚生年金保険料の控除について証言を得ることができない。

加えて、請求者がH事業所に勤務していた期間（昭和55年4月30日から同年5月12日までの期間）について、G事業所は、「約2週間という短期任用であるため、厚生年金保険法第12条の適用除外の対象となり、社会保険には加入していなかった。」と回答しているところ、同事業所から提出された臨時職員任用台帳の「社保」欄に、「×」の記載が確認できる上、請求期間のうち、昭和55年4月1日から同年4月29日までの期間、同年5月13日から同年6月2日までの期間及び同年10月25日から同年11月25日までの期間については、請求者の勤務を確認できる資料等はない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

以上のことから、これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主により請求者の請求期間に対応した厚生年金保険の被保険者資格に係る届出が社会保険事務所（当時）に行われたこと、又は当該期間に係る厚生年金保険料の納付が保険料徴収権の時効消滅前に行われていたことの実を確認又は推認することができず、また、請求者が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1800154 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1800063 号

## 第 1 結論

請求期間①について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者の B 社における船員保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

請求期間③及び④について、請求者の C 社における船員保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

請求期間⑤について、請求者の D 社における船員保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

請求期間⑥、⑦及び⑧について、請求者の E 社における船員保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

請求期間⑨及び⑩について、請求者の F 社における船員保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

請求期間⑪及び⑫について、請求者の G 社における船員保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

請求期間⑬、⑭、⑯及び⑰について、請求者の H 社における船員保険（昭和 61 年 4 月 1 日以降にあっては厚生年金保険）の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

請求期間⑱について、請求者の I 社における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

請求期間⑲について、請求者の J 社における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

請求期間⑲について、請求者の K 社における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

請求期間⑳について、請求者の船舶所有者 L 氏（現在は、M 社）における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

請求期間㉑について、請求者の N 社における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

請求期間㉒について、請求者の O 社における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

請求期間㉓及び㉔について、請求者の M 社における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 39 年 4 月 1 日から昭和 41 年 12 月 31 日まで  
② 昭和 42 年 2 月 1 日から昭和 43 年 10 月 8 日まで  
③ 昭和 43 年 10 月 8 日から昭和 45 年 7 月 1 日まで  
④ 昭和 45 年 12 月 15 日から昭和 47 年 3 月 4 日まで  
⑤ 昭和 47 年 5 月 7 日から同年 10 月 6 日まで  
⑥ 昭和 48 年 2 月 1 日から昭和 49 年 7 月 21 日まで  
⑦ 昭和 49 年 9 月 19 日から昭和 51 年 1 月 22 日まで  
⑧ 昭和 51 年 7 月 8 日から昭和 55 年 11 月 1 日まで  
⑨ 昭和 56 年 4 月 14 日から同年 7 月 1 日まで  
⑩ 昭和 56 年 7 月 21 日から昭和 57 年 5 月 19 日まで  
⑪ 昭和 57 年 8 月 10 日から同年 10 月 18 日まで  
⑫ 昭和 59 年 5 月 30 日から同年 6 月 16 日まで  
⑬ 昭和 60 年 1 月 18 日から同年 8 月 21 日まで  
⑭ 昭和 61 年 7 月 7 日から昭和 62 年 3 月 31 日まで  
⑮ 昭和 63 年 1 月 1 日から同年 4 月 7 日まで  
⑯ 昭和 64 年 1 月 4 日から平成元年 6 月 5 日まで  
⑰ 平成元年 9 月 1 日から同年 11 月 14 日まで  
⑱ 平成元年 12 月 1 日から平成 3 年 6 月 19 日まで  
⑲ 平成 3 年 8 月 9 日から同年 12 月 22 日まで  
⑳ 平成 4 年 9 月 1 日から同年 12 月 2 日まで  
㉑ 平成 5 年 4 月 1 日から同年 5 月 2 日まで  
㉒ 平成 7 年 9 月 4 日から同年 9 月 13 日まで  
㉓ 平成 14 年 5 月 1 日から同年 7 月 17 日まで  
㉔ 平成 17 年 2 月 1 日から平成 18 年 4 月 17 日まで

請求期間①から㉔までにおける標準報酬月額が、実際の給与支給額に比べて低い額が記録されているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者のA社に係る事業所別被保険者名簿によると、請求者の標準報酬月額記録が遡って訂正されているなどの形跡は見当たらず、当該被保険者名簿に記載されている標準報酬月額はオンライン記録と一致している。

また、A社は既に解散している上、同社の元代表取締役は、「書類は既に処分しており、詳細は不明である。」旨を回答していることから、請求者の請求期間①における給与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

さらに、A社の請求期間①における被保険者の標準報酬月額を見ても、請求者の標準報酬月額と同額又はほぼ同額で記録されており、請求者の標準報酬月額のみが低額である事情はうかがえない。

2 請求期間②について、請求者のB社に係る船員保険被保険者名簿によると、請求者の標準報酬月額記録が遡って訂正されているなどの形跡は見当たらず、当該被保険者名簿に記載されている標準報酬月額はオンライン記録と一致している。

また、B社は、「当時の社長は既に死亡しており、書類も残っていない。」と回答していることから、請求者の請求期間②における給与支給額及び船員保険料控除額について確認することができない。

さらに、B社の請求期間②及びその前後の期間における被保険者の標準報酬月額を見ても、請求者の標準報酬月額と同額又はほぼ同額で記録されており、請求者の標準報酬月額のみが低額である事情はうかがえない。

3 請求期間③及び④について、請求者のC社に係る船員保険被保険者名簿及び船舶所有者別被保険者名簿によると、請求者の標準報酬月額記録が遡って訂正されているなどの形跡は見当たらず、当該被保険者名簿に記載されている標準報酬月額はオンライン記録と一致している。

また、C社は既に解散しており、当時の代表取締役も死亡している上、元取締役は、「当時の台帳が無く、詳細は不明である。」と回答していることから、請求者の請求期間③及び④における給与支給額及び船員保険料控除額について確認することができない。

さらに、C社の請求期間③及び④並びにその前後の期間における被保険者の標準報酬月額を見ても、請求者の標準報酬月額と同額又はほぼ同額で記録されており、請求者の標準報酬月額のみが低額である事情はうかがえない。

4 請求期間⑤について、D社が提出した請求者に係る船員保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書、船員保険被保険者資格記録訂正・取消通知書及び船員保険被保険者資格喪失確認通知書により確認できる標準報酬月額は、同事業所の船舶所有者別被保険者名簿の記録及びオンライン記録と一致している。

また、D社は、「当時の事を知っている者も既におらず、給与支給額及び保険料控除額等がわかる資料も無い。」と回答していることから、請求者の請求期間⑤における給与支給額及び船員保険料控除額について確認することができない。

さらに、D社の請求期間⑤及びその前後の期間における被保険者の標準報酬月額を見ても、請求者の標準報酬月額と同額又はほぼ同額で記録されており、請求者の標準報酬月額のみが低額である事情はうかがえない。

- 5 請求期間⑥、⑦及び⑧について、請求者のE社に係る船舶所有者別被保険者名簿によると、請求者の標準報酬月額の記録が遡って訂正されているなどの形跡は見当たらず、当該被保険者名簿に記載されている標準報酬月額はオンライン記録と一致している。

また、E社は、「請求期間当時の状況は不明である。」と回答していることから、請求者の請求期間⑥、⑦及び⑧における給与支給額及び船員保険料控除額について確認することができない。

さらに、E社の請求期間⑥、⑦及び⑧における被保険者の標準報酬月額を見ても、請求者の標準報酬月額と同額又はほぼ同額であることが確認でき、請求者の標準報酬月額のみが低額であった事情はうかがえない。

- 6 請求期間⑨及び⑩について、請求者のF社に係る船舶所有者別被保険者名簿によると、請求者の標準報酬月額の記録が遡って訂正されているなどの形跡は見当たらず、当該被保険者名簿に記載されている標準報酬月額はオンライン記録と一致している。

また、F社は、「請求期間当時の資料が無く、状況は不明である。」と回答していることから、請求者の請求期間⑨及び⑩における給与支給額及び船員保険料控除額について確認することができない。

さらに、F社の請求期間⑨及び⑩における被保険者の標準報酬月額を見ても、請求者の標準報酬月額と同額又はほぼ同額であることが確認でき、請求者の標準報酬月額のみが低額であった事情はうかがえない。

- 7 請求期間⑪及び⑫について、請求者のG社に係る船舶所有者別被保険者名簿によると、請求者の標準報酬月額の記録が遡って訂正されているなどの形跡は見当たらず、当該被保険者名簿に記載されている標準報酬月額はオンライン記録と一致している。

また、G社から提出された請求者の請求期間⑪及び⑫に係る船員保険被保険者資格喪失確認通知書を見ても、請求者の標準報酬月額は上記名簿及びオンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、G社は「請求者の給与額は不明であるが、記録どおりの届出を行い、記録されている標準報酬月額に見合う保険料を控除していた。」と回答している。

加えて、G社の請求期間⑪及び⑫における被保険者の標準報酬月額を見ても、請求者の標準報酬月額と同額又はほぼ同額であることが確認でき、請求者の標準報酬月額のみが低額であった事情はうかがえない。

- 8 請求期間⑬、⑭、⑯及び⑰について、H社に係る船舶所有者別被保険者名簿によると、請求者の標準報酬月額の記録が遡って訂正されているなどの形跡は見当たらず、



ず、当該被保険者名簿に記載されている標準報酬月額はオンライン記録と一致している。

また、H社は既に解散しており、請求期間⑬、⑭、⑯及び⑰当時の代表取締役も死亡していることから、解散当時の代表取締役に文書照会を行ったが、疾病のため回答を得ることができないことから、請求者の請求期間⑬、⑭、⑯及び⑰における給与支給額及び船員保険料（昭和61年4月1日以降にあっては厚生年金保険料）控除額について確認することができない。

さらに、H社の請求期間⑬、⑯及び⑰における被保険者の標準報酬月額を見ても、請求者の標準報酬月額とほぼ同額であることが確認でき、請求者の標準報酬月額のみが低額であった事情はうかがえない。

- 9 請求期間⑮について、I社に係る船舶所有者別被保険者名簿によると、請求者の標準報酬月額の記録が遡って訂正されているなどの形跡は見当たらず、当該被保険者名簿に記載されている標準報酬月額はオンライン記録と一致している。

また、I社は、「請求期間⑮当時の状況は不明である。」と回答していることから、請求者の請求期間⑮における給与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

さらに、I社の請求期間⑮における被保険者の標準報酬月額を見ても、請求者の標準報酬月額とほぼ同額であることが確認でき、請求者の標準報酬月額のみが低額であった事情はうかがえない。

- 10 請求期間⑰について、オンライン記録によると、請求者の請求期間⑰における標準報酬月額が遡及して訂正されているなどの形跡は見当たらない。

また、J社は、「請求期間⑰当時の状況は不明である。」と回答していることから、請求者の請求期間⑰における給与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

さらに、J社の請求期間⑰における被保険者の標準報酬月額を見ても、請求者の標準報酬月額とほぼ同額であることが確認でき、請求者の標準報酬月額のみが低額であった事情はうかがえない。

- 11 請求期間⑲について、オンライン記録によると、請求者の請求期間⑲における標準報酬月額が遡及して訂正されているなどの形跡は見当たらない。

また、K社は既に解散しており、請求期間⑲当時の代表取締役も死亡していることから、解散当時の代表取締役に文書照会を行ったところ、「K社は父が経営する会社で、私は名ばかり社長であったことから経営に携わっておらず、当時の書類等も無いので、請求期間⑲当時のことを聞かれても分からない。」と回答していることから、請求者の請求期間⑲における給与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

さらに、K社における請求期間⑲の前2年間に在籍し、職務が確認できる者のうち、P及び請求期間⑲当時の請求者の上司であったとする者を除く被保険者の標準

報酬月額を見ても、請求者より低いことが確認でき、請求者の標準報酬月額のみが低額であった事情はうかがえない。

- 12 請求期間⑩について、オンライン記録によると、請求者の船舶所有者「L氏」に係る標準報酬月額の記録が遡って訂正されているなどの形跡は見当たらない。

また、M社は、「確認できる資料が無い。」と回答しており、請求者の請求期間⑩に係る給与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

さらに、船舶所有者「L氏」の請求期間⑩における被保険者の標準報酬月額を見ても、請求者の標準報酬月額と同額又はほぼ同額で記録されており、請求者の標準報酬月額のみが低額である事情はうかがえない。

- 13 請求期間⑪について、オンライン記録によると、請求者のN社に係る標準報酬月額の記録が遡って訂正されているなどの形跡は見当たらない。

また、N社は既に船員保険の適用船舶所有者ではなくなっている上、事業主も死亡していることから、請求期間⑪当時の取締役2名に照会したところ、「N社は既に廃業しており、請求者の請求内容どおりの届出及び厚生年金保険料の控除を行ったか不明である。」旨を回答していることから、請求者の当該期間に係る給与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

さらに、N社の請求期間⑪における被保険者の標準報酬月額を見ても、請求者の標準報酬月額と同額又はほぼ同額で記録されており、請求者の標準報酬月額のみが低額である事情はうかがえない。

- 14 請求期間⑫について、オンライン記録によると、請求者のO社に係る標準報酬月額の記録が遡って訂正されているなどの形跡は見当たらない。

また、O社は、「当時の資料が残っておらず、請求者の請求内容どおりの届出及び厚生年金保険料の控除を行ったか不明である。」旨を回答していることから、請求者の当該期間に係る給与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

さらに、O社の請求期間⑫における被保険者の標準報酬月額を見ても、請求者の標準報酬月額と同額又はほぼ同額で記録されており、請求者の標準報酬月額のみが低額である事情はうかがえない。

- 15 請求期間⑬及び⑭について、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、同法による記録の訂正及び保険給付が行われるためには、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額がオンライン記録を上回る必要がある。

しかしながら、M社から提出された請求者の給与に係る資料により、請求者の給与から控除されていた厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合

う標準報酬月額のうちいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額又は低額であることが確認又は推認されることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらない。

また、オンライン記録において、請求者のM社に係る標準報酬月額の記録が遡って訂正されているなどの形跡は見当たらない。

さらに、M社の請求期間③及び④における被保険者の標準報酬月額を見ても、請求者の標準報酬月額と同額又はほぼ同額で記録されており、請求者の標準報酬月額のみが低額である事情はうかがえない。

- 16 このほか、請求者は、請求期間①から④までに係る厚生年金保険料又は船員保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに当該期間について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

以上のことから、これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、各事業主により、請求期間①から④までに対応した請求者が主張する報酬月額に係る届出が社会保険事務所（当時）に行われたこと、又は当該期間に係る厚生年金保険料又は船員保険料（オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料又は船員保険料を除く。）の納付が保険料徴収権の時効消滅前に行われていたことの実を確認又は推認することができず、また、当該期間について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。